

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

御注意

この明細書は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、措置法第42条の4第3項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合には、別表六(内)を使用することになりますので、御注意ください。

特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(14)のうち少ない金額)	4		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「12の②」)	9	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の4第3項各号 の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
11	12	13
第1号・第2号		円
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
計		
同上のうち(11)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	14	

別表六（八）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第3項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。